

## 目 次

校 歌	2
教 育 目 標	3
沿 革 史	4
長尾中で受け継がれてきた想い	5
日 課 表	6
生 徒 会 組 織	7
生 徒 会 規 約	8
生 徒 心 得	12
保 健 室 の 利 用	15
図 書 室 の 利 用	16
頭 髪 ・ 服 装 ・ そ の 他 規 定	17
部 活 動	19
非 常 変 災 時 の 登 下 校 に つ い て	20
物 品 購 入 に つ い て	22

# 堺市立長尾中学校 校歌

西野 竹子 作詞  
加藤 敏 補訂  
国子 忍也 作曲

き せん の や ま を と お く み て

ひ かり み な ぎ る ひ ろ の は ら

き ぼ う に む ね を ふ く ら ま せ

ゆ た かな あ す を き ず き ゆ く あ

あ わ れ ら の な が お ち ゅ う が っ こ う

- 一、紀泉の山を遠く見て  
光みなぎるひろ野原  
希望に胸をふくらませ  
豊かな明日を築き行く  
あわれらの長尾中学校
- 二、朝日にはえてたくましく  
若木がのびる大空へ  
高い理想にあこがれて  
大きな夢を育てゆく  
あわれらの長尾中学校
- 三、青春高く仰ぎつ  
窓を聞いて青春の  
このしあわせをわかちあい  
はるかな道へ果立ち行く  
あわれらの長尾中学校

# 教 育 目 標

しっかりとした規範意識と人権感覚を持つ生徒の育成

自ら学び、そして互いに学び合うことのできる生徒の育成

心身共に健康で夢に向かって挑戦する生徒の育成

## 目指す生徒像

自他の生命と心を大切にできる生徒

自ら考え行動できる生徒

夢や希望を持ち、その実現のために努力できる生徒

## 長尾中学校沿革史

昭和37年	4月 1日	堺市18番目の公立中学校 長尾中学校として創立される
	4月 3日	第1期生入学式
昭和39年	6月11日	本校完成祝賀式 3学年がそろい、校舎は北館と南館の3階までの一部が竣工 「無限の可能性の像」を学校完成記念として建立
昭和40年	2月 6日	校歌発表
昭和44年	4月28日	明德館（体育館兼講堂）竣工式
昭和47年	4月28日	創立10周年祝賀式
昭和48年	9月 6日	プール竣工にともなうプール開き
昭和53年	4月 4日	養護学級開設
昭和57年	11月 7日	創立20周年記念行事
昭和58年	3月31日	新館4階建完成
昭和63年	12月 2日	大規模改造工事完了 (保健室・放送室・理科室・湯沸室・印刷室・更衣室等)
平成 元年	3月31日	屋外運動場照明施設完成
平成 4年	9月 9日	新体育館・プール竣工式
	11月 8日	創立30周年記念式典
平成 5年	3月31日	新館1階コンピューター室改装工事完了
平成10年	3月	西側道路拡張に伴う正門・壁側工事完了
平成10年	12月	運動場拡張に伴う、テニスコート新設
平成11年	1月	「無限の可能性の像」の再建
平成11年	4月	心の相談室の新設
平成11年	12月	南館外壁全面塗装工事完了
平成13年	12月	北館外壁全面塗装工事完了
平成14年	12月	本館外壁全面塗装工事完了 開校40年記念に伴う航空写真撮影
平成17年	1月	本館トイレ改装工事完了
平成23年	10月	北館耐震化工事完了
平成24年	12月 1日	創立50周年記念行事
平成25年	12月	南館耐震化工事・トイレ改装工事完了
平成26年	6月	北館普通教室にエアコン設置
平成26年	8月	本館耐震化工事
平成31年	1月	電子黒板・タブレット導入
令和 3年	1月	生徒用タブレット端末導入
令和 4年	4月	新制服導入
令和 7年	6月	堺市中学校 全員喫食制給食開始
令和 8年	2月	北館トイレ改装工事

## 長尾中で受け継がれてきた想い

- ・校章

ペン先を4本あつめたデザイン。  
開校準備を担当された高尾正二先生考案。

- ・校門の長尾中の表札の文字

元堺市長、河盛安之介先生の書。

- ・校旗

1期生の卒業記念として贈られ、3年目体育大会より使用している。

- ・校歌

作詞・西野竹子さん（3期生の保護者）作曲・国子忍也先生

- ・無限の可能性の像

宇川先生・清水先生・楠本先生の作で、  
移転の際、辻田先生・福岡先生・中地先生により復元。  
平成10年度、像の老朽化に伴い谷口先生・木村先生により再建される。

- ・つまづきの石

開校当時、荒地のままであった運動場の築山の上にあった石を  
玄関先にもって来たもの。

「人はつまづきの石を踏み台の石とし、生かすことができる」  
といわれていることから命名される。

- ・和楽美（わらび）

一致協力して和をたもち、楽しく、しかも美しくという意味であり、もう一つ、  
「春山にはえるわらびの力強さと新鮮さ」をあらわしているもので、PTA  
機関紙の標題ともなっている。

# 日 課 表

8 : 1 5      職員打合せ  
8 : 2 0      生徒登校

〔A〕  
8 : 2 5  
朝読書  
8 : 3 5  
SHR

8 : 4 5
1
9 : 3 5

9 : 4 5
2
1 0 : 3 5

1 0 : 4 5
3
1 1 : 3 5

1 1 : 4 5
4
1 2 : 3 5

昼食  
1 3 : 1 0  
(予1 3 : 3 0)

1 3 : 3 5
5
1 4 : 2 5

1 4 : 3 5
6
1 5 : 2 5

終礼  
1 5 : 3 5  
清掃  
1 5 : 5 0

〔B〕  
8 : 2 5  
SHR

8 : 3 5
1
9 : 2 5

9 : 3 5
2
1 0 : 2 5

1 0 : 3 5
3
1 1 : 2 5

1 1 : 3 5
4
1 2 : 2 5

昼食  
1 3 : 0 0  
(予1 3 : 2 0)

1 3 : 2 5
5
1 4 : 1 5

1 4 : 2 5
6
1 5 : 1 5

終礼  
1 5 : 2 5  
清掃  
1 5 : 4 0

〔C〕  
8 : 2 5  
SHR

8 : 3 5
1
9 : 2 5

9 : 3 5
2
1 0 : 2 5

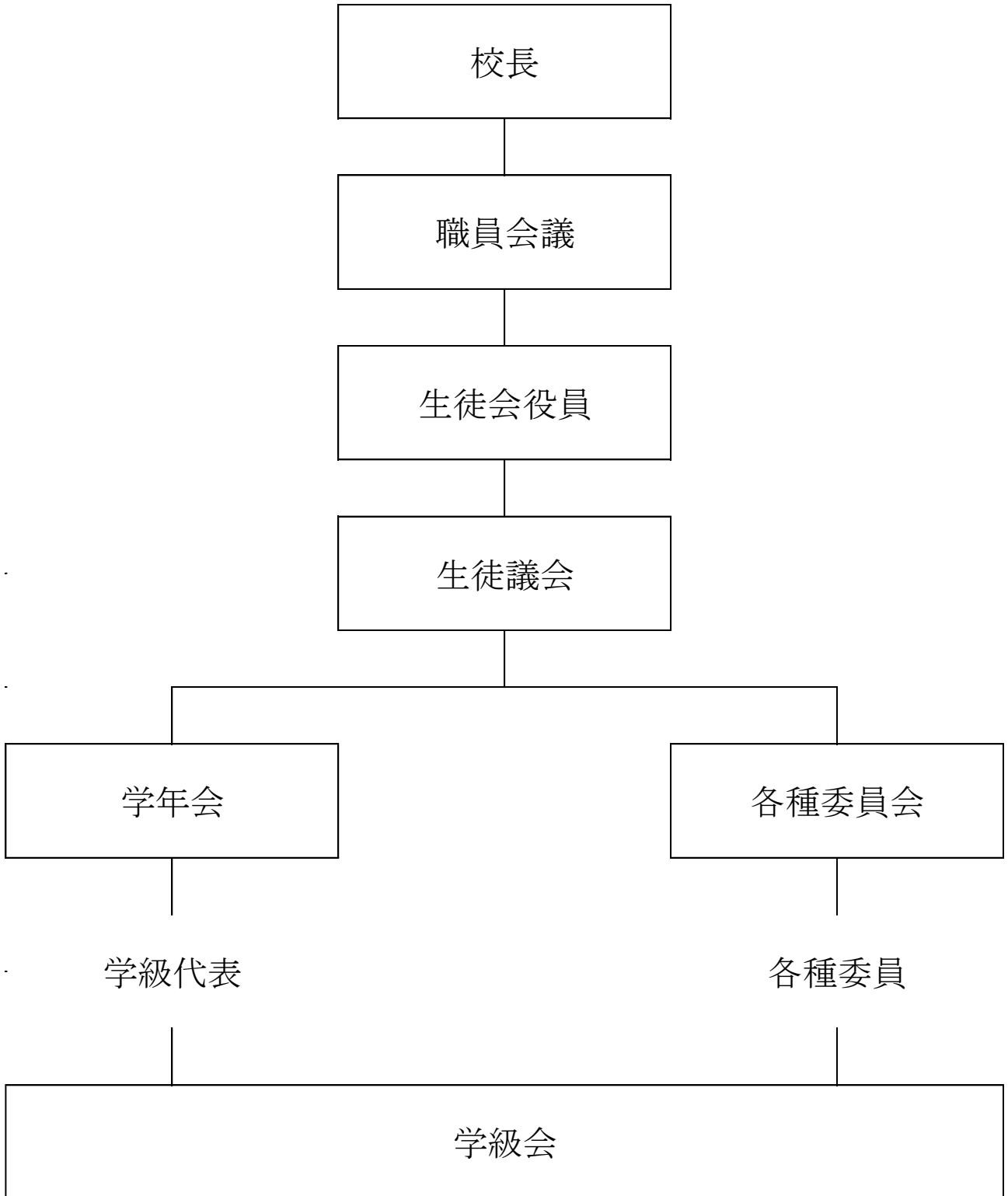
1 0 : 3 5
3
1 1 : 2 5

1 1 : 3 5
4
1 2 : 2 5

終礼  
1 2 : 3 5

★変更する可能性もあります

# 生徒会組織



# 生徒会規約

## 第1章 名称・構成

第1条 本会は堺市立長尾中学校生徒会と呼びます。

第2条 本会は在校生徒全員で構成します。

## 第2章 目的

第3条 本会は生徒の自発的・自治的な活動を通じて、楽しく規律正しい学校生活を築き、全校生徒の福祉増進をはかるため、学校と協力し、教職員の指導のもとに自主的な生活態度や公民的な資質を養います。

## 第3章 生徒議会

第4条 本議会は次の議員によって構成されます。生徒会役員・学年代表・各種委員長。必要に応じて各部代表も加えられます。

第5条 議会は、生徒のあいだから出た全校生徒に関する問題を討議し議決する最高の機関で、関係事務を行い、報告・決議・修正は前条の議員により学校全体に伝達されます。各議員は各1票の投票権をもちます。

第6条 議会は、毎月1回開くことを原則としますが、会長が必要と認めたときは臨時議会をもつことが出来ます。

第7条 議会は、総議員の3分の2以上の出席を必要とします。議決は出席者の過半数によって行われます。

第8条 生徒議会の議長は生徒会役員から選出されます。その任期は半期とします。

第9条 生徒議会には、前もって生徒会役員により、議会の議題を決定し、議会の運営の仕方などについて討議されます。

## 第4章 生徒会役員

第10条 本会は、会長1名・副会長2名・書記2名・会計2名の役員をおきます。

第11条 役員は本会の円滑な運営を図るために次の任務を行います。

- ① 会長は代表者として本会の活動をまとめ指導し、生徒議会を招集し、その運営の中心となります。
- ② 副会長は会長を助け、会長が不在の場合、その代理をつとめます。
- ③ 書記は生徒議会の記録をはじめ、必要な記録をつくり保管し、会の活動を全員に知らせます。
- ④ 会計は顧問の先生の指導のもとに予算案をつくり、生徒議会の決定にもとづいて、会計報告を行います。

第12条 役員の任期は半年（前期、後期）とし、再選はさまたげません。学級代表・各種委員の任期はこれに準じます。

第13条 生徒会役員は生徒から選ばれた後で、校長に認証されなければなりません。学年代表・学級代表・各種委員長・副委員長・各種委員もこれに準じます。

## 第5章 選 挙

- 第14条 役員は、立候補者の中から、全校生徒の無記名投票により選出されます。得票数が同数の場合は決選投票を行います。
- 第15条 役員の選挙は、選挙管理委員会によって行われます。
- 第16条 選挙管理委員会は、各学級から選ばれた男女いずれか1名の委員で組織され、選挙管理の仕事を行います。役員立候補者は、選挙管理委員にはなれません。
- 第17条 選挙管理委員会は、選挙の告示、立候補者の受付・掲示や放送・立会演説会・投票・開票等、選挙管理の仕事を行います。
- 第18条 選挙に関するこの他の詳細は、選挙管理規定に定めます。

## 第6章 学 級 代 表

- 第19条 各学級には男女各1名の学級代表をおきます。
- 第20条 学級代表は、各期のはじめに学級から選出されます。
- 第21条 学級代表は、授業時の号令や集会時の整列・点呼・報告を行います。
- 第22条 学級代表は、学級をまとめ、学級の代表として生徒議会に出席し、生徒会活動の中核となります。

## 第7章 各 種 委 員 会

- 第23条 本会は、第27条に定める各種委員会を設け、奉仕活動を行います。各種委員会はそれぞれ各学級から選ばれた男女各1名の委員から組織されます。
- 第24条 それぞれの委員会は、委員長1名・副委員長1名をおきます。
- 第25条 委員長・副委員長は所属委員会より選出され委員長は生徒議会に出席します。
- 第26条 各種委員会は原則として、毎月1回の定例会議を行い、おのおの専門分野の諸問題に関する意見をまとめ、生徒議会に提出します。
- 第27条 各種委員は各学級でそれぞれの任務を果たすとともに、その代表男女各1名は各種委員会に所属し、全校的に活動を推進します。その任務は次の通りです。
- ① 学芸委員  
図書室の開室・整理等の運営、読書を盛んにするための啓蒙活動、学力向上に関する奉仕活動を行います。
  - ② 給食委員  
学校給食を安全に円滑にする活動や、健康・安全などに関わる調査・検査などの奉仕活動を行います。
  - ③ 環境委員  
学校内の環境をより美しくするための美化計画とその実施及び緑化運動の推進とその補助活動を行います。
  - ④ 文化委員  
文化的行事の立案と奉仕活動を行い、学級内の中心となります。
  - ⑤ 体育委員  
体育的行事に関する奉仕や、体育大会・クラスマッチ等の企画・運営を積極的に行い、生徒の体力向上に関する奉仕活動を行います。

## 第8章 生徒集会

第28条 本会には内容は生徒会役員による立案により、生徒会活動報告・その他が行われ、全会員の集いの場としての役割を持ちます。

## 第9章 顧問

第29条 生徒会には顧問の先生をおき、顧問の先生は指導助言を行います。

## 第10章 最終決定権

第30条 校長は生徒会の活動に関するいかなる問題に対しても最終決定権をもちます。

## 第11章 補足

第31条 本規約の改正は議会に提案され、総議員の3分の2以上の賛成によって可決されます。

第32条 本規約は令和7年4月1日から有効となります。

# 生徒会役員選挙管理規定

第1条 この規定は生徒会役員規約23条に基き、長尾中学校総会の会長、役員選挙に用いる。

第2条 生徒会役員は選挙権を有し、選挙管理委員を除き、被選挙権を有する。

第3条 選挙に関するいっさいの事務を行うため、選挙管理委員会を設ける。

第1項 選挙管理委員会は各学級から選ばれた男女いずれかの1名の委員で組織し、委員長1名、副委員長1名をおく。

第2項 委員の任期は、生徒総会で新役員が承認されるまでとする。

第3項 委員会は選挙の告示、選挙に関する事務、一般生徒に対するアピール、立候補者の立会演説会の世話、開票と公示を行う。

第4項 選挙は連記無記名制で行う。

第5項 選挙において有効投票数の多い順に当選とする。得票数が同数のときは、決選投票を行う。

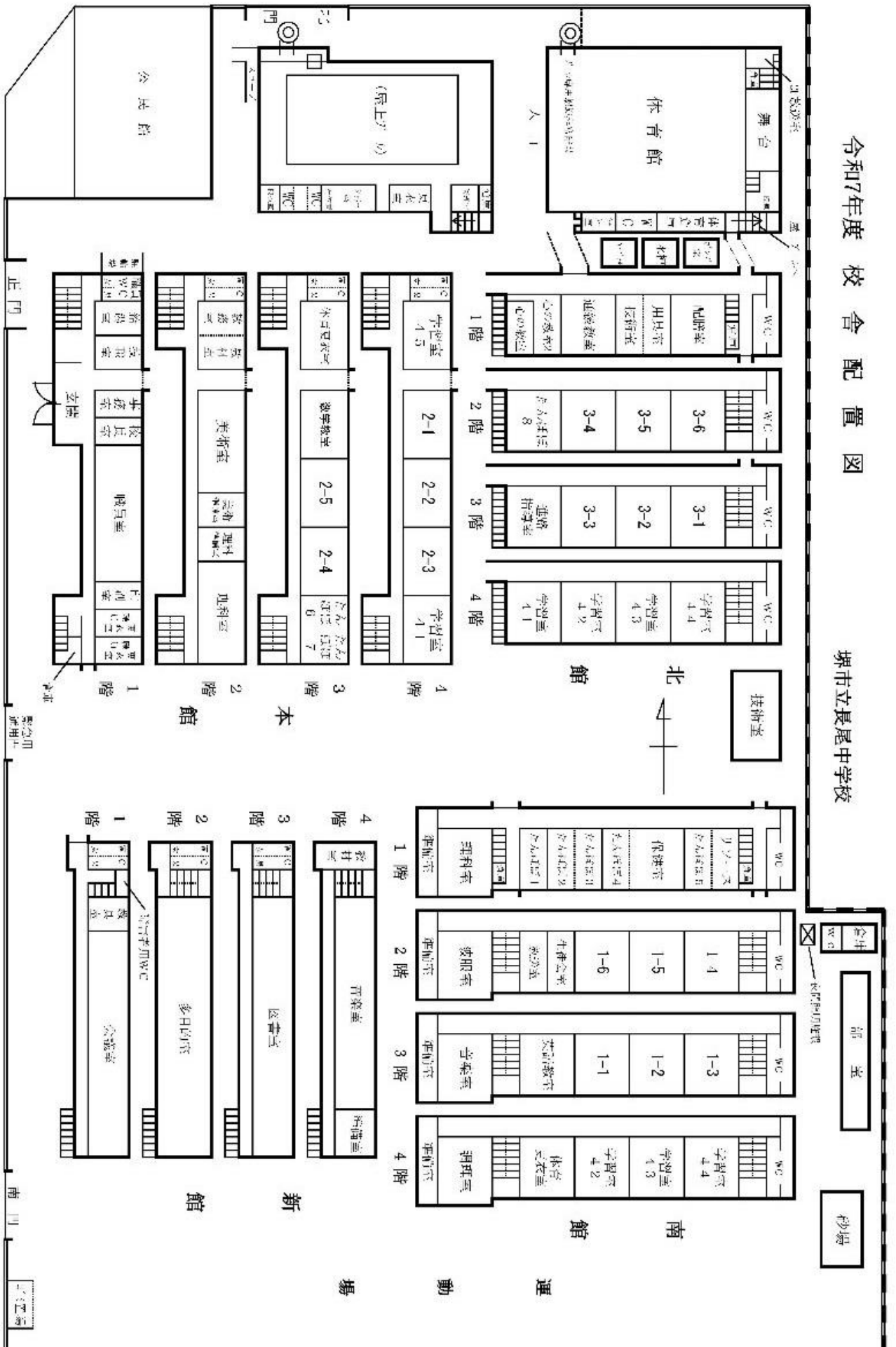
第6項 対立立候補者がいない場合、立候補者が定員内の場合は、信任投票を行い、有効投票の過半数の信任を得た場合に当選とする。

第7項 当選者が定員に満たない場合、選挙するかどうか評議会を開き審議する。

第8項 選挙管理規定の改正は生徒会規約改正と同様に行う。

# 令和7年度 校舎配置図

堺市立長尾中学校



# 生徒心得

みんなが楽しく充実した学校生活が送れるように、生徒心得を守りましょう。

## ○ 登下校について

☆登校時刻 午前8時20分 午前8時25分教室点呼

☆部活動生徒完全下校時刻 午後6時30分

- (1) 5分前登校を心がけましょう。(午前8時15分)
- (2) 登校後は、下校時まで学校外に出ることはできません。(早退時を除く)
- (3) 道を広がって通行したりせず、交通ルールを守り、安全に登下校をしましょう。
- (4) 自転車での通学は禁止です。
- (5) 登下校時の買い食いは禁止です。
- (6) 終礼後、生徒はすみやかに下校しましょう。

## ○ 授業について

- (1) 授業のチャイムが鳴る前に教室に入り、自分の席で授業の準備をしましょう。
- (2) 授業始まりと終わりには、学級代表等の号令で、しっかりあいさつしましょう。
- (3) 授業中は、私語や立ち歩き等せずに集中して授業を受けましょう。

## ○ 休み時間の過ごし方について

- (1) 休み時間中に次の授業の準備をしておきましょう。
- (2) 教室・廊下等で、走り回ったりせずに安全に過ごしましょう。
- (3) 次の授業が移動教室の場合は、遅れないように早めに移動しましょう。

## ○ 礼儀について

- (1) 常に正しい言葉遣いをこころがけましょう。
- (2) どんな場面でもあいさつをしっかりしましょう。

## ○ 生徒用タブレットについて

- (1) 授業に関する内容のみ使用しましょう。
- (2) 休み時間の使用は原則として禁止です。
- (3) 3年間使用し続けるものですので、大切に扱きましょう。

○ 所持品について

- (1) 学校生活に必要な物はない物は、絶対に持ってこないようにしましょう。  
(ゲーム機・スマートフォン・携帯電話・カードゲーム・お菓子等)
- (2) 不必要なお金は持ってこないようにしましょう。部活動等で、持ってくる必要がある場合は、登校後すぐに必ず先生に預けましょう。
- (3) 持ち物には、必ず名前を書きましょう。
- (4) 前日には、時間割を合わせて忘れ物がないようにしましょう。忘れ物をしても取りに帰ることはできません。

○ 職員室の入室について

- (1) 入室の際は、ノックをして、学年・クラス・名前、用件を大きな声で言いましょう。  
(部活動の用事の場合は、部活動名・名前を言う)
- (2) 入室前に、服装に不備がないか確認しましょう。
- (3) 言葉遣い、態度に注意しましょう。

○ 昼食について

- (1) 昼食は、弁当（持参）か申込制の給食になっています。
- (2) 弁当を忘れた場合は、朝の学活時に担任の先生に申し出ましょう。
- (3) 買ってきた昼食のゴミは、必ず家に持ち帰りましょう。

○ 清掃活動について

- (1) 清掃は、当番制です。当番の時は、責任をもって取り組みましょう。
- (2) 清掃用具を大切に使用しましょう。

○ 学校生活全般について

- (1) 校内では、上靴で土の部分の通行することは禁止です。
- (2) 校舎・備品等を大切に、破損や、落書き等はないようにしましょう。
- (3) 通常の登校時以外でも学校に来る場合は、制服か体操服を着用しましょう。  
(私服禁止)
- (4) 学校からのプリント（保護者向けの案内や各種通信）は必ず保護者に渡しましょう。
- (5) 欠席や遅刻の場合は、必ず保護者から連絡をしてもらいましょう。
- (6) 忌引きは、下記の日数以内となっています。ただし、遠隔地に行く場合は、往復に要する日数を加算するようになっています。

父 母：7日

兄弟姉妹：3日

祖 父 母：3日

叔父叔母：2日

その他の親族：1日

○ スマートフォン・携帯電話について

- (1) 堺市では、学校内への生徒のスマートフォン・携帯電話の持ち込みは、原則禁止です。通学時の安全確保等、やむを得ない事情がある場合は、校長の判断により、スマートフォン・携帯電話の持ち込みを可能とします。ただし、「学校内での使用を禁止し、学校内では預かる」こととします。
- (2) スマートフォン・携帯電話を所有する（している）場合スマートフォン・携帯電話の所有については、「本当に必要なのか」その必要性和利用の目的を十分話し合うようにしましょう。
- (3) スマートフォン・携帯電話利用ルール
  - ① やさしい言葉を選び、確認して送ろう。
  - ② 悪口はもちろん、ぐちも書かないようにしましょう。
  - ③ 個人情報のをせないようにしましょう。
  - ④ 知らない人とかかわらないようにしましょう。
  - ⑤ 家の人とルールを話し合おう。

○ 学校外での生活について

- (1) 外出するときは、家の人に「行き先」「目的」「同行者」「帰宅時間」を必ず知らせておきましょう。
- (2) 友だち同士での外泊はやめましょう。
- (3) 友だち同士では、繁華街などへ行かないようにしましょう。用事のあるときは保護者の許可をもらうか、保護者と一緒に行きましょう。
- (4) 次のようなことは、絶対にしないこと。
  - ・ 自転車の二人乗りやバイクの無免許運転。
  - ・ 喫煙や飲酒、薬物の使用。
  - ・ 子どもだけでの花火。その他、火気を使用した遊び。
- (5) 不審者や痴漢行為には十分気をつけましょう。  
恐喝などの被害にあったときは、すぐに近くの交番、または警察署に届けましょう。  
緊急の場合：110番　北堺警察署：250-1234

## 保健室の利用

保健室は、健康診断・健康相談・救急処置・予防処置・傷病者の休養および、保健調査、その他の保健養護を行っています。

1. 授業中に負傷・体調不良になった場合は、教科の先生に申し出て職員室で来室カードをもらってから保健室に行くこと。
2. 休憩時に負傷・体調不良になった場合は、職員室の先生に連絡をして保健室に行くこと。
3. 部活動で負傷・体調不良になった場合は、顧問の先生に連絡をして保健室に行くこと。ただし、いずれの場合も緊急を要する時はすぐに保健室に行くこと。
4. 保健室には用事のあるとき以外は入室しないこと。
5. 保健室の緊急用具を、勝手に使用しないこと。

# 学校図書館の利用

## 1. 学校図書館閲覧規則

### ① 学校図書館の開館及び時間

学校図書館の開館日は月～金とし、長期休業中は閉館となります。

開館時間は昼食時とします。（午前授業の時は閉館）

### ② 閲 覧

図書閲覧は、室内閲覧と室外帯出と分けます。

#### a. 室内閲覧

室内閲覧をする人は、選んだ本を持って机の前にすわって読みましょう。

#### b. 室外帯出

(ア) 貸出を希望する図書は、図書帯出カードに必要事項記入の上、学芸委員に提出します。

(イ) 貸出期間7日以内とします。

(ウ) 貸出冊数は1人1冊とし、他人に貸してはいけません。

(エ) 図書のうち、辞典・辞書・雑誌その他、禁帯出のラベルのあるものは室外帯出を禁止します。

(オ) 図書返却の際は、学芸委員に提出します。

(カ) 図書の紛失、または、破損した時は、すみやかに図書担当の先生に申し出てください。

## 2. 学校図書館利用心得

① 図書の位置を乱さないようにしましょう。

② 図書はていねいに扱い、落書きなどしないようにしましょう。

③ カバンの携帯は禁止します。

④ 上靴は必ず靴箱に入れて室内に入りましょう。

⑤ 室内の掲示をよく読みましょう。

⑥ 室内では静かにし、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

⑦ 借りた本は期間内に必ず返して、みんなに迷惑をかけないようにしましょう。

## 頭髪・服装・その他 規定

### (1) 頭髪

- ・パーマ、染色、脱色、エクステンション、奇抜な髪型などはしない。
- ・高校入試時や就職活動時にふさわしい髪型であること。
- ・髪を整えるときは飾りがついていないヘアピン、ゴム（色は自由）を使用します。

### (2) 服装

- ・制服（ブレザータイプ） Aタイプ、Bタイプ、Cタイプ
- ・指定ポロシャツ（水色）
- ・名札を胸元の見える位置につけます。
- ・式典ではネクタイ、リボンを着用すること。

### (3) くつ

- ・運動靴（ひも・マジックテープどちらでもよい）。

### (4) 靴下

- ・色は自由。ルーズソックスは禁止とします。

### (5) カバン

- ・本校指定の制カバンまたはサブバックを使用します。

### (6) その他

- ・装飾品（ピアス・指輪・ネックレス等）、化粧は禁止とします。

## 制服について



エンブレム



ボタン



マーク

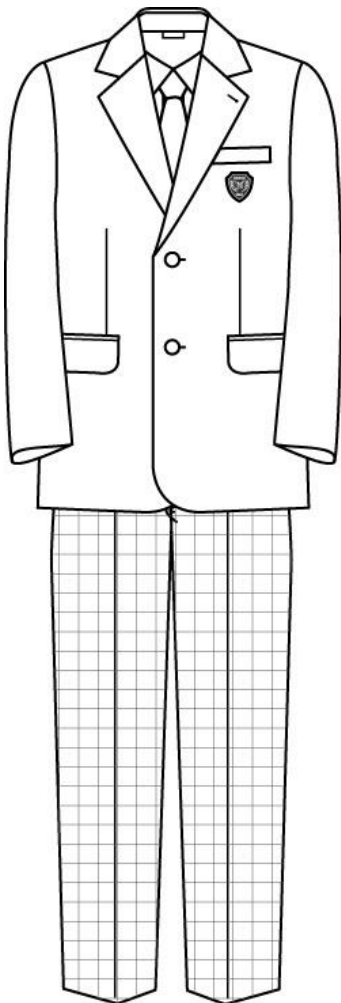
～エンブレムのデザインに込めた思い～

羽は『可能性』を、植物の芽は『成長』を意味しています。

長尾中学校の敷地内にある「無限の可能性の像」と校歌2番の歌詞

「朝日にはえてたくましく 若木がのびる大空へ」よりイメージしています。

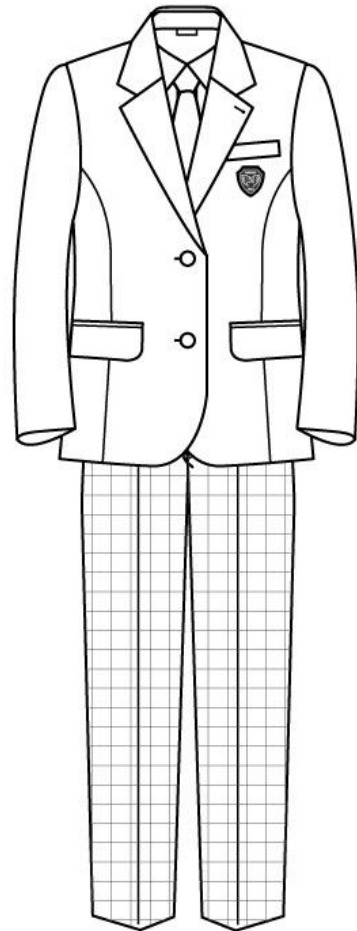
長尾中学校で過ごす3年間で、心身ともに大きく成長し、無限の可能性のある未来へ羽ばたいてほしいという思いを込めています。



Aタイプ



Bタイプ



Cタイプ

## 部活動

学年や学級の所属をはなれた活動で、趣味をのびし心身の発達を促すことを目標とします。

1. 個人ではできない内容のものもありますから、つとめて加入するようにしましょう。
2. 入部する時は、入部届を提出して、顧問・担任の先生の許可を得ましょう。
3. やむを得ず退部の時は、顧問・担任の先生に伝えてから、退部届を提出しましょう。
4. 各部は、原則として放課後に活動します。土日や休業中は、別の計画で行います。
5. 入部したら積極的に活動し、最後まで続けるようにしましょう。
6. 練習や活動の時間・場所は、部活動どうしゆずれ合って、効率的に行ってください。
7. 完全下校時刻は午後6時30分です。
8. 部活動を通して、人として成長していきましょう。いろいろな経験が人として大きく成長していくきっかけになります。
9. 練習日、活動時間、ノークラブデーなどは各部活動で異なります。予定表で確認をしてください。
10. まずは、学校生活を規則正しく過ごすことが重要です。部活動に所属していることに責任と誇りを持ち、日々の努力に励みましょう。

## 非常変災時の登下校について

「特別警報が発令されている場合」

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

(1) 登校前

- 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

(2) 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止にし、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

「暴風警報が発令されている場合」

(1) 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令している場合は、臨時休業とします。

(2) 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認した上で、登校させて下さい。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないで下さい。

「大雨警報が発令されている場合」

(1) 登校前

- 午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休除く）場合は、臨時休業とします。

(2) 始業後

- 気象状況に応じて終業時間を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認した上で、登校させて下さい。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないで下さい。

「雷が鳴っている場合」

(1) 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から20分を経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

(2) 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まるまで子どもを屋外に出さないようします。
- 下校時に雷が鳴っている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

#### 「大地震発生の場合」

- (1) 登校前
  - 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
  - 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないで下さい。
  - 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。
- (2) 始業後
  - 子どもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。

#### 「津波警報が発令されている場合」

- (1) 登校前
  - 津波避難地区内の学校においては、堺市に大津波警報が発令された場合、臨時休業とします。
  - 各家庭で避難目標や家族が落ち合う場所をあらかじめ話し合っておき、避難して下さい。
- (2) 始業後
  - ただちに授業を打ち切り、子どもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。
  - 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。

令和8年度の物品価格一覧表

物 品	取り扱い	金額
上靴	岡本スポーツ	2100円
体育館シューズ	岡本スポーツ	2700円
シューズ袋 *希望者のみ	岡本スポーツ	300円
半袖体操服	岡本スポーツ	SS-3L 2090円
白長袖体操服 *希望者のみ	岡本スポーツ	SS-3L 2700円
長トレーニングシャツ	岡本スポーツ	3570円
ハーフパンツ	岡本スポーツ	2350円
トレーニングパンツ	岡本スポーツ	3350円
標準カバン	学校（生徒指導）	6000円
サブバッグ *希望者のみ	学校（生徒指導）	1200円
名札	学校（生徒指導）	320円
ボタン大小	学校（生徒指導）	表70円・裏20円
ウインドブレーカー（名前を刺繍します）	学校 ※1年生は二学期に購入	6000円

★岡本スポーツで購入できるものは月に1度、第1火曜日に学校で購入することができます。

時間は7時45分から8時25分、場所は本館と南館の渡り廊下付近です。

現金で、お釣りがないように準備をして、登校後、すぐに職員室に来て購入してください。

★岡本スポーツで直接購入することも可能です。場所は堺市立旭中学校の正門前です。

電話番号：072-241-4369

★セーターやベスト、ネクタイやリボンなど、制服に関する物品は下記の3店舗で購入してください。

シラカワ	072-233-0015	安井小学校近く
アサダ	072-238-3648	堺東銀座商店街
ミキヤ	072-251-3000	金岡大泉緑地前

★その他、各教科で使用する補助教材などを買いなおす場合は、教科担当の先生に相談してください。